

平成30年3月15日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第13号 宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて

議案第18号 宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第19号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第21号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第22号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第23号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第24号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第29号 指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）

日程第2 各課所管事項報告

○福祉課所管

- ・宇治田原町障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画（案）について

○介護医療課所管

- ・宇治田原町高齢者介護・福祉計画（第7期介護保険事業計画）について

○健康児童課所管

- ・平成30年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について

日程第3 付託議案審査

議案第27号 宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第4 各課所管事項報告

○学校教育課所管

- ・学び塾について
- ・施設一体型整備に向けたスケジュールについて
- ・平成30年度小中学校児童・生徒数、学級数（見込み）について

○社会教育課所管

- ・平成29年度京都府指定等文化財の指定等について
- ・平成30年度宇治田原町放課後児童健全育成施設入所申込み状況について

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	11番	谷口 整	委員
副委員長	9番	山内 実貴子	委員
	4番	馬場 哉	委員
	6番	原田 周一	委員
	8番	藤本 英樹	委員
	10番	今西 久美子	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求める

ものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
健康福祉部長	光嶋隆君
教育部長	黒川剛君
企画財政課長	奥谷明君
福祉課課長補佐	市川博己君
介護医療課長	廣島照美君
介護医療課課長補佐	塚本吏君
健康児童課長	立原信子君
保健センター所長	小川英人君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援センター所長	青山晃子君
学校教育課課長補佐	池尻一広君
学校給食共同調理場所長	下岡寛史君
社会教育課長	岩井直子君
社会教育課課長補佐	下岡浩喜君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口 整） 改めまして、おはようございます。

本日は文教厚生常任委員会を開催をいたしましたところ、皆さんにはご出席をいただきましてまことにありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

本日の委員会は、開会日に上程をされ、付託をされました9議案及び所管事項報告につきまして、お手元に配付をいたしております日程表により審査を行うことといたしております。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付をいたしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたしております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査に入りたいと思います。

議案第13号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） では、私のほうから議案第13号について説明をさせていただきます。

まず、この条例につきましては、介護保険法の改正によりまして指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は市町村に移管されることになりまして、指定居宅介護支援事業の基準等、町の条例で制定するものでございます。

指定居宅介護支援事業所といいますのが、要介護1から5の方のケアプランを作成するケアマネジャーがいる事業所のことを指すものでございます。

国基準との違いということで、町独自で今回条例のほう基準として設けているものがございまして、説明資料の裏面のほうごらんいただけたらと思います。町独自基準としましては、暴力団の排除について、また、記録の整備ということで、事業者が不適正な

介護給付の支給を受けた場合、町への返還請求権が地方自治法の規定によりまして期限が5年と定めておりますので、国の基準である2年間の保存では、返還請求時に検証すべき記録が存在しないおそれがあるため、期限を5年とさせていただきます。

この条例の対象としましては、町内の指定居宅介護支援事業所が該当しまして、町の在宅介護支援センター、山口医院ケアプランセンター、京都府医師会居宅介護支援事業所大東医院出張所、ケアプランセンターかおりが該当するものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となっております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第13号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第13号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） それでは、議案第18号について説明させていただきます。

条例の概要のほうをごらんいただけますでしょうか。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして、宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険法の住所地特例の適用を受けまして、宇治田原町国民健康保険被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、

当該住所地特例の適用を引き継ぎ、本町が保険料を徴収すべき被保険者とするよう改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となります。

住所地特例といいますのが、介護保険施設等が集中して建設されている市町村の給付費が増加し、市町村間の財政的な不均衡の是正を図るための措置となっておりますのでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第18号、宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 議案第19号について、私のほうから説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、概要の1枚物のほうをごらんいただけたらと思います。

国民健康保険制度につきましては、平成30年度から都道府県単位で国保運営をすることになったことに伴いまして、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正するもので

ございます。

改正内容につきましては、町が行う国民健康保険及び国民健康保険運営協議会の名称等を改正するものでございます。「町が行う国民健康保険」から「町が行う国民健康保険の事務」へ改正するもの、また、「国民健康保険運営協議会」から「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」へ改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日からとなっております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） これ、文言の修正というようなふうに見えますけれども、第1条に事務という文言がつけ加わります。これは、今まで町が国民健康保険を担ってきたのが、今後は町は国民健康保険の事務を行うということになると、ご説明にもありましたけれども、まさに都道府県化をあらわしたものだというふうに思っております。

広域化というか都道府県化することで、町としてはメリットがあるということで、例えば事務の効率化とか情報の集約化、共有化など言われてまいりましたけれども、広域化で事務の効率化というのは本当に図られたのか、町の国保財政の安定化ということも言われてきましたけれども、そのことにつながるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 広域化で事務の効率化という点に関しましては、今の現状では事務量的に変わりはないというような現状ではございます。

○委員長（谷口 整） 続けて。

（「国保財政の安定化につながるのか」と呼ぶ者あり）

○介護医療課長（廣島照美） 国保財政の安定化につきましては、京都府のほうで納付金の徴収ですとか、標準保険税率のほうで制定しまして、今後運営していくということになりますので、今後広域的なところで京都府が運営するというところで、安定化が図られていくものと考えております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今回また予算のところでも言いますけれども、激変緩和の措置があって、1人当たりの保険税が引き下がるということになったかと思いますが、この激変緩和措置がもしなければ保険税は引き上がったということにつながるんだと思ってい

ます。

激変緩和措置ですから、期限つきですよ。これがなくなれば、また減額をされれば、保険税が引き上がることとなるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 塚本補佐。

○介護医療課課長補佐（塚本 吏） 委員ご指摘のとおりでございますけれども、先行きが大変不透明でございますことから、激変緩和措置の終了後におきましては、保険税に大きな影響、変動が生じませんように、徴収率向上等に向けましてさらに国保財政の強化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 知事会も当初国への財政措置を要望しておられました。当初1兆円必要やというふうに言うてはったんですけれども、結局3,400億円程度にとどまったということです。

非常に先行きが不透明という、今ご答弁もございましたけれども、ここはやはり国としてきちんと、財政措置も含めて市町村の国保が安定的に運営できるように声を上げていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 当面は激変緩和措置等の対応もとっていただけるということでございます。

給付の伸びがどういったことになるかとか、今後の見通しは不透明なところもございますので、今後も激変緩和措置等まだいろいろ支援していただけるような形で要望はしたいと思っております。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入ります。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第19号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今回の国保の都道府県化というのは、2015年に安倍政権が強行した医療保険改革法の柱の一つであったというふうに思っております。これ結局は国

保に係る公的医療費を抑え込む役割を都道府県に担わせようというのが政府の狙いだというふうに考えております。

本条例の改正につきましては、まさに都道府県化を象徴するものだと、都道府県化事態に反対をする立場から条例にも反対をいたします。以上です。

○委員長（谷口 整） 直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手多数。よって議案第19号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） では、私のほうから議案第21号につきまして説明をさせていただきます。

資料としてつけています概要のほうごらんいただきながら、説明のほうさせていただきますと思います。

こちらにつきましては、平成30年度介護報酬改定にかかわる運営基準等の改正、また地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、新たな介護保険施設、介護医療院の創設による文言の追加、また共生型サービス、介護事業所と障害福祉事業所が同一の場所で実施するサービスを指しますけれども、の創設によります共生型地域密着型通所介護に関する基準の新設、また、地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法、開催頻度の見直しということで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議の開催頻度を年4回から年2回にするというもの、また、身体的拘束等の適正化を図るため、指針の整備などを義務づけるものでございます。

対象としましては、本町の地域密着型通所介護事業所が萩の里とデイサービス・マドンナのみでございますので、今回の内容につきまして、本町については影響がないところではございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となっております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第21号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第21号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） では、議案第22号についてご説明をさせていただきます。

資料としまして、概要の1枚物のほうをごらんいただけますでしょうか。

先ほどの議案第21号と同様でございまして、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、新たな介護保険施設、介護医療院の創設による文言の追加、また、身体的拘束等の適正化を図るため、指針の整備などを義務づけるものでございます。

対象としましては、先ほどと同様、本町の地域密着型サービスが萩の里、デイサービス・マドンナのみでございまして、今回の改正内容には影響がないところでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日となっております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第 22 号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第 22 号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） では、議案第 23 号についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、概要のほうごらんいただきながら、説明のほうさせていただきます。

こちら、先ほどの議案第 21 号、22 号と同様でございます。介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、共生型サービスの創設によりまして、連携する事業所の種類に指定特定相談支援事業所を追加するものでございます。この指定特定相談支援事業所と申しますのが、障害福祉サービスを利用するためのサービス計画を作成する事業所のことを指すものでございます。

また、ケアマネジメントの公平中立性の確保の観点から、利用者が複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができる旨を説明することを義務とするように改正するも

のでございます。

対象につきましては、こちらは本町の地域包括支援センターが対象となりまして、共生型サービスにつきましては、町内に対象施設がございませんので、対象とならないところではございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 1点だけ。我がまちでは地域包括支援センターが対象になるということですが、ケアマネさんですね、主な改正内容の2つ目は主にはケアマネさんが対象になるかと思うんですけれども、義務とするということになっておりますので、今までは義務じゃなかったのかなと思うんですが、その辺のケアマネさんへの周知、そこはどのようにされるのでしょうか。

○委員長（谷口 整） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 制度改正につきましては、当然事業所のほうにも周知はされているとは思いますが、本町でも地域ケア会議のほう開催しておりまして、ケアマネ等が集まりまして、来年度の法改正であつたりいろいろ勉強会もさせていただくこととなりますので、そういったところで十分周知をしまいたいというふうに考えております。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第23号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第23号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。立原課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、議案第24号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明いたします。

資料のほうをごらんください。

本改正条例につきましては、第7次地方分権一括法により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

法律の改正内容としましては、参考に記載しておりますとおりですが、都道府県に残っておりました認定こども園の事務の一部が指定都市に事務権限が委譲されることに伴いまして、法律に所要の改正が行われました。それに伴い、また追加の条項がありましたこと、条の繰り下がりがありましたことから、本条例で引用しておりました第9項が第11項に繰り下がったために、所要の改正を行ったものです。

施行期日は、平成30年4月1日となります。説明については以上です。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第24号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 委員長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第24号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）を議題といたします。

当局の説明を求めます。廣島課長。

- 介護医療課長（廣島照美） では、私のほうから議案第29号についてご説明をさせていただきます。

まず、宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘についての指定期間が、平成30年3月31日に満了することに伴いまして、引き続き指定管理者を指定しようとするため、議会の議決を求めるものでございまして、この施設につきましては、地域に密着した施設であり、これまでから指定管理者である公共的団体により適切に管理運営が行われてきたところであり、今後とも円滑な管理運営が期待できることから、引き続き宇治田原町社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

資料としてつけております指定管理者制度の概要についてのほう、ごらんいただけますでしょうか。

詳細な内容についてはまたごらんおきいただきたいと考えますけれども、4つ目に利用料金の扱いというところがございまして、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができますとございます。老人福祉センターにおきましては、条例に定める利用料金はないところでございますので、そちらのほうご承知いただければと思います。

2ページ目、裏面のほうごらんいただけたらと思います。

6番に、宇治田原町における指定管理者制度の導入状況というふうには書かれておりまして、町では現在10の公の施設で指定管理者制度を導入しておりまして、対象となる施設は別紙指定管理者の指定議案一覧がございまして、のとおりでございまして、全般の関係条例としましては宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例でございまして、個別施設につきましては、本議案第29号につきましては、2番目の宇治田原町老人福祉施設設置及び管理に関する条例が該当するものでございます。

こういった条例に定めておりますことで、指定管理の手續を進めていこうとするもの

でございます。

A 4 横の指定管理者の指定議案一覧のほう、ごらんいただけますでしょうか。

すみません、2 つ目に宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘がございまして、こちらにつきまして、所管課が介護医療課というふうになってございます。今現在指定管理者につきましては、社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会でございまして、引き続き社協に指定したいということでございまして、選定理由としましては、当該施設を平成 1 8 年から社協が管理委託しておりまして、今後とも地域における老人福祉の推進を図るとともに、適正な施設の管理運営が期待できるため選定するものでございます。

選定方法につきましては、非公募とさせていただきます、指定期間は平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までとなるものでございます。

簡単ではございますが、説明については以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入ります。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第 2 9 号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第 2 9 号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）は、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

次に、日程第 2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、福祉課所管の宇治田原町障がい者基本計画及び第 5 期障がい福祉計画（案）について説明を求めます。光嶋部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） それでは、福祉課の所管事項についてご説明を申し上げます。

資料をごらんいただきたいと存じます。

この計画策定につきましては、本年度4回ということで計画をいたしました。一昨日、13日に第4回目の障がい者基本計画策定委員会を終えたところでございます。この委員会での議論をもとに、おつけしております冊子のほうを原案として作成したというところでございます。

当日の委員会での概要でございますが、まず年明けからパブリックコメントを聴取しておりまして、その結果を報告いたしました。結果といたしましてはゼロ件でございます。

それを持ちまして、第3回でも示しております計画案を最終的なものとするためのご議論をいただきましたが、特段その内容についてのご意見はなかったところでございます。よって添付しております原案ができたということで、お手元に配付をさせていただいております。

何分にも近々の開催でありましたために、お配りする時間が遅くなりまして申しわけなかったと思っておりますけれども、ご高覧いただけますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて福祉課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

次に、介護医療課所管の宇治田原町高齢者介護・福祉計画（第7期介護保険事業計画）について説明を求めます。廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） それでは、介護医療課所管の宇治田原町高齢者介護・福祉計画（第7期介護保険事業計画）についてご説明をさせていただきたいと思っております。

説明につきましては、資料のほうをごらんいただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、今年度4回にわたりまして作成委員会のほうでご協議いただいております。直近の策定経過としましては、2月15日に第4回の、最終の委員会のほうが開催されまして、計画案について協議、決定されております。

また、当日町に具申が行われまして、この具申をもとに町におきまして計画のほうを策定したところでございます。

最終の委員会の概要ではございますけれども、計画素案のパブリックコメントの結果、

また、計画案につきましてご協議いただき、協議終了後町に対し計画案が具申されたところでございます。

次に、パブリックコメントの結果につきましては、1月9日から2月8日まで実施させていただきましたしまして、資料のほうは11部ほど持ち帰られましたけれども、特段意見の提出、意見募集に関する問い合わせ等はなかったところでございます。

具申につきましても、写しのほうつけさせていただいておりますので、参考に見ただけたらと思います。

計画書につきましてでございますけれども、2月14日に開催していただいております文教厚生常任委員会においても説明させていただいておりますけれども、その後に全体を通しまして校正を行っております、誤字、脱字等、また軽微な修正は行っておりますけれども、そのときには第6章の介護保険事業費の見込みと保険料の設定については、まだ掲載はされておりましたので、その内容につきましてご説明のほうだけさせていただきたいと思っております。

計画書の第6章、70ページからになりますので、そちらのほうをごらんいただけたらと思います。

各サービスの見込み量につきましては、これまでの実績や見込みに伴う増加率を基準として推計してきております。計画の73ページ、74ページには介護給付の推計、75ページには介護予防の推計を掲示しておりますので、またごらんください。

今回の給付費の推計に当たりましては、来年度以降の制度改正を反映させておまして、このたびの制度改正によりまして、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられることとなります。その影響額としましては、77ページのほうをごらんいただけますでしょうか、77ページの上の表の中ほどにAというふうに書いておる欄がございまして、そちらのほうにその影響額のほうを表記しております。

また、平成30年度の介護報酬が0.54%改定されることとなりますので、それに加えて平成31年10月には消費税率が引き上げられる予定となっておりますことから、給付費に影響がございまして、そちらも77ページの表、中ほどのB欄がそれに該当するところとなっております。

79ページのほうをごらんいただけますでしょうか。

6番目に介護給付費準備基金について記載しておりますけれども、現在積み立ててきた準備基金を4,570万取り崩すことによりまして、第7期の介護保険料の急激な上昇を抑えまして、次のページにもありますとおり、月額5,417円とさせていただい

ております。これは、現在の保険料と比較しますと据え置きという形になっておるところでございます。

簡単ではございますけれども、説明のほうは以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて介護医療課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

次に、健康児童課所管の平成30年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について説明を求めます。立原課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、平成30年度宇治田原町立保育所入所申込み状況についてご説明申し上げます。

資料にありますとおり、平成30年度の入所につきましては、新規児童数が34名、継続児童数が157名、合計191名の申し込み状況となっております。見込みとしておりますのは、新規児童数の中にまだ現在転入予定の方が含まれておりますので、見込みとさせていただきます。全て4月までに転入をされて191名の入所で予定しております。

この資料についての説明は以上となりますが、もう一点、次第にはございませんが、追加の報告をさせていただきたいと思っております。

現在地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施しております病児保育事業につきましては、京田辺市の田辺中央病院でお世話になりまして実施しているところですが、かねてより宇治方面で勤務される保護者さんの利便性の向上を図るために、宇治市内の医療機関で実施ができないかと検討を進めてきておりました。具体的には、宇治徳洲会病院で実施されています病児保育、ひまわりルームを本町の病児保育事業として広域利用させていただくことについて、宇治市及び宇治徳洲会病院にお諮りして検討いただいていたところです。

このたび、来年度からの実施に向けて協議が一定まとまりましたので、ご報告申し上げます。

現在、協定等の詳細を詰めているところですので、できるだけ早い時期に周知を図り、ご利用いただけるように整備したいと考えております。

報告は以上です。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西

委員。

○委員（今西久美子） 今の病児保育については歓迎をいたします。ありがとうございます。

保育所の入所見込みの状況ですが、それぞれの学年のクラス数を教えていただけますでしょうか。

○委員長（谷口 整） 山下所長。

○宇治田原保育所長（山下愛子） 30年度のクラスなんですけれども、ゼロ歳児が1、1歳児が2、2歳児が2、3歳、4歳、5歳、幼児クラスも各2クラスの全部で11クラスを予定しております。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようですので、これにて健康児童課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時50分

○委員長（谷口 整） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

教育委員会所管分に係る事項について進めていきたいと思えます。

日程第3、付託議案審査についてでございます。

議案第27号、宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。岩井課長。

○社会教育課長（岩井直子） それでは、失礼いたします。宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

お手元の書類になりますけれども、3枚セットになっております。一番最終ページ、新旧対照の表のほうをごらんいただきたいと存じます。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、第1条中「第6条の2第7項」を「第6条の3第2項」に改めるというもので

ございます。これにつきましては、児童福祉法の改正によりまして、引用条項が改正されたことによる修正でございます。

続きまして、第3条の表中、小字紫坊41番地を小字中林7番地に改めるというものでございます。これにつきましては、田原学童施設が新築移転に伴いますので、その住所変更によるものでございます。

最後に、第5条中、児童育成指導員を放課後児童支援員に改めるというものでございます。これにつきましては、本町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、放課後児童支援員という文言を使っておりますので、文言整理を行ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今回の条例改正については特に質問があるわけではないんですが、関連をして、田原小の学童が移設をするという設置場所の変更ということもございまして、田原小の新しい学童の施設についての進捗状況をお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（谷口 整） 関連すると思しますので、続けてください。

○委員（今西久美子） それでは、現在の進捗状況、今年度中に完成をさせるということで鋭意取り組んでいただいたと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（谷口 整） 岩井課長。

○社会教育課長（岩井直子） ご心配をおかけしておりました田原児童育成施設でございますが、計画どおり本年度中に施工、完成をする予定でございます。

20日に最終でき上がりますので、その後順次検査に入りまして、3月30日引き渡しをいただきまして、その後竣工並びに4月2日より新入所で、児童のほうの受け入れのほうをさせていただきたいという予定をしております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 間に合うということですが、これ本当に業者さんも大変やったと思います。土曜も日曜も雪の日も関係なく、また結構朝早くから夜遅くまでずっと工事をされていたのを私も目の当たりにしてまいりました。

やはり、業者さんに本当に過度な負担を強いることになってしまったという結果を踏まえて、教育長に再度ご所見を求めたいと思います。

○委員長（谷口 整） 教育長。

○教育長（増田千秋） 私も建設業者におかれては本当に不眠不休で建築のほうに当たっていただいたということに対して、感謝いたしているところでございます。

教育委員会のほうの事務上のところの課題等にございましては、今後の中でこういうことが起こらないような形で、しっかり反省した上で生かしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 異議なしと認めます。

議案第27号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口 整） 挙手全員。よって議案第27号、宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案の審査を終了いたします。

さきの審査と合わせまして、以上、今回文教厚生常任委員会へ付託をされました9議案の審査を終了いたします。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもちまして、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査をいただきました付託議案について、また、総務建設常任委員会に付託をされています議案につきましては、3月29日の本会議において討論をされる方は、討論通告書を3月27日火曜日午後5時までに議長宛て提出をいただきたいと思います。

次に、日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、学校教育課所管の学び塾について説明を求めます。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） それでは、私のほうから学び塾運営事業、冬休み期間におけます事業の内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、期間でございますけれども、昨年12月25日からことし1月9日までの間で実施をしております。

参加状況でございますけれども、英語検定を目指してということで、英検を受験を控えております中学生を対象に講座を開設したものでございます。67名の参加でございました。

漢字検定の受験でございますけれども、これは漢字検定の試験ということでございます。31名が参加していただいております。

漢字検定に挑戦、これは漢字検定を控えましての勉強会でございますけれども、延べで45名の参加がございました。

ほか、おしゃれなペンケース作りということで、ペットボトルを利用いたしましたペンケースづくり、これは城南衛生管理組合さんのほうのご協力をいただきながら実施したものでございます。

最後に、書き初めにチャレンジと、このような事業を実施しております、総参加人数といたしましては166名でございました。

次に、漢字検定の結果でございます。1月27日に実施いたしまして、2月の下旬に結果のほうが出てきております。受験者31名のうち28名が合格ということで、合格率は90.3%となっております。

続きまして、スタッフのほうでございますけれども、一般社会人の方で8名、町の補助教員等を活用いたしました中では14名、今回、冬休みにつきましては、日にちの関係とか日程の関係上かなり開催回数が少なく、大学生、高校生につきましては参加は残念ながらありませんでした。

参加者の感想なり参加動機につきましては、裏面に感想等つけております。グラフで表示してございます。おおむね参加していただいた子どもさんたちはよかった、もしくは大変よかったというふうな評価、感想をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 学び塾運営事業についてですけれども、以前ちょっと私、町外の支

援学校であるとか、町外の学校に行つてはる方にどうやって案内されていますかという質問したことあるんですけども、今後もそういう子たちに対して案内というのは着実にできますか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 広報の仕方といたしましては、一つには町内の小・中学校を通じて児童・生徒に配布させていただくと。それと、町内の住民さんに対しましては、新聞による折り込み、またホームページ上でご案内をさせていただいているところでございます。

ご意見でございました町外への学校に通つていらっしゃる方、または支援学校にということで、支援学校の子どもさんは一定私どもでもわかるんですけども、町外の学校に行かれています方、町内の小学校から町外の中学校に行くというのはある程度わかるんですけども、転入されてこられて、もともとよその中学校とか学校に行つておられる方につきましては、詳細は、申しわけございませんが、教育委員会では把握できておりませんので、個別の案内というのはかなり難しいかなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 個別の案内が難しいですか。把握できないからですか。

何とか届くようにいい方法ないですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 今回の英語検定を目指してというところの講座につきましては、町内にお住まいで町外の私立の中学校に行つている方も参加していただいたという実績はございますので、一定今の広報の周知の方法で行き渡つているところがあるのかなというふうには、事務局としましては考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） ほかに。今西委員。

○委員（今西久美子） スタッフですが、先ほど報告の中でも、今回については大学生、高校生の参加がなかったということですが、日程の合う合わないという問題もあるかと思うんですが、登録スタッフとしてはどれぐらいいただけるのか、今回たまたまゼロであつて、スタッフとしてはおられるのかどうか、おられるのであれば人数もわかれば教えていただきたいと思つています。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 申しわけございません、詳細な人数につきましては把握はでき

ておりませんが、夏休みにつきましては大学生の方、高校生の方にも参加いただいておりますので、一定の登録という形ではいらっしゃると思います。

教育委員会といたしましては、さらに協力いただける高校生の方、大学生の方の参加を熱望しております。ことしもさせていただいたんですけれども、成人式の折に二十歳の方々がお越しになりますので、学び塾、またほかの社会教育のほうの取り組みで学びサロンですとか学童の支援員さんとかいろいろな形での応援いただきたいという事業がございますので、そういったところでPRさせていただいて、チラシを配布させていただいているという取り組みをさせていただいております。

現実といたしましては、なかなか人数がふえていないというところがございます、苦慮しているところでございます。以上です。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 参加者の感想を見ていますと、大変よかった、よかったというのが非常に多いと。この感想から見ればいい取り組みなのかなというふうに思うんですが、参加した子どもたちが、例えば中学生が高校生になる、大学生になったときにまたボランティアとして、スタッフとして戻ってこられるような、そういう意識づけといいますか、意識して取り組んでいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 今、今西委員がおっしゃったとおりだと思います。

今、事業は違うんですけれども、学童保育のアルバイト職員さんとしてご協力いただいております学生さんの中には、私も小さいとき、小学生のときにここを利用した中で世話してもらったんで来ましたということで、参加いただいている学生の方もいらっしゃいます。

ですから、まずは参加してくれている子どもたちが、この教室は楽しいな、よかったなと思うような、そういうメニューを提供していく、そういう場を提供することが、そういった人たちを育てていくことにつながるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、施設一体型整備に向けたスケジュールについての説明を求めます。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） それでは、私のほうからスケジュールにつきましてご説明を申

し上げます。

昨年の3月に、教育委員会では教育的観点から、小・中学校の施設のあり方を取りまとめたしました。その結果、隣接型を含めた施設一体型の整備が望ましいという方向性を出させていただいたところでございます。

この施設一体型につきまして、今年度におきましては完成目標をどこに設定するのか、いつを目指して取り組んでいくのかということについて協議をしまいったところでございます。

協議に当たりましては、まずは整理すべき項目の整理を行い、一体型になったときの学校運営に係る視点から、教育制度の項目で検討すべき事項を整理しております。表の中の上から中ほどでございますが、教育制度というようなところがございます。

1つの学校となった際の学校体制、教職員体制を検討するとともに、通学方法や学校と地域や保護者等を結ぶ地域とのつながりをどのように継承し、強めていくのか、そういった組織について検討するなど、教育委員会において主体的に取り組むべき項目がここに該当しようかと考えております。

また、田原小学校、宇治田原小学校等の施設の利用、活用につきましては、町長部局とともに検討していくことが必要であろうと考えているところでございます。

これらの検討と同時に、新しい学校をどこに設置するのかを決定していきたいと考えております。一番上のところ、位置というところぐらいでございます。

これらの協議経過、方向性につきましては、適宜住民の皆様方に広報などの手法によりお知らせをし、皆様からのご意見をお伺いしていきたいと考えております。これにつきましては、下から2行目、3行目のところがございますけれども、施設整備の考え方、また、住民意向の把握ということで、半年に1度ぐらいの割合では適宜考え方等をお知らせしてまいりたいと考えております。

教育制度の整理後におきましては、施設の規模や内容を取りまとめたしまして、整備に要する経費の精査を行うことを想定しております。

教育制度をはじめとする新しい学校運営をどのようにするのか、また、学校施設のイメージができつつある段階で、説明会におきまして住民の皆様方に考え方を説明させていただきたいと考えております。スケジュールで申し上げますと、32年度の第3四半期のところで説明会の最初の開催をイメージしてございます。

教育委員会における議論を踏まえまして、町長部局と財政及びまちづくりの観点からの意見交換を行い、今回お示しさせております事業実施のスケジュールについて調整を

図ってまいったところでございます。

このような経緯を踏まえまして、最終的には学校施設の整備に係る費用の算定、設計に入りまして、平成35年度の建築を目指すことをスケール図としてまとめたものでございます。

3月12日でございますけれども、総合教育会議を開催し、今回提示させていただいておりますスケジュールについて、意見交換を行わせていただいたところでございます。

その後、教育会議では、教育委員から平成24年度に取りまとめた宇治田原町小中連携・一貫教育のあり方検討会議の答申に基づき、これまで宇治田原町の小中一貫教育に取り組んできているという意見がございました。

今後の取り組みに当たっては、答申内容を再確認し、取り組む必要があるといった意見や、施設の一体型は、小中一貫を進めるための手法であって、最終的な目的ではない。地域とのつながりや思いを十分に考えて取り組んでいくことが必要であろうといった意見が出されたところでございます。

こうした意見交換の後、町長のほうからは、今後適宜広報活動も実施し、住民の皆さんの意向も伺いながら取り組みを進めていきたい。事業を進めるに当たっては、丁寧な情報提供、情報公開を進め、多くの方々のご協力をいただくことが重要であり、地域の学校として、また、皆さんがお持ちの我が母校としての思いをしっかり受けとめ進めていく必要があるというふうに思っている。教育委員会に対しては、学校制度をはじめとした新体制に向けての検討を進めてもらうが、小中一貫教育の見える化、わかりやすさといったもの、そしてまだまだ施設一体型による教育的効果をわかりやすく説明する必要があるのではないかとといったところを期待するというふうな発言がございました。

最終的にはこのスケジュールをもとに進めていきたいというふうに考えるけれども、場合によりましては立ちどまってじっくり考え、場合によっては加速するといったことも頭に置きながら、本スケジュールをあくまでも目標として取り組んでいきたいといった町長からのまとめの話があったところでございます。

今後30年度に入りましては、このスケジュールをもとに教育委員会、また町長部局と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹） 今、建設位置はこの4月までに決めるということやと思うんですけ

れども……。

(「四半期」と呼ぶ者あり)

○委員(藤本英樹) 四半期に決めるということは、もう今年度中、30年度の末までということですね。ある程度の今の段階で、候補地的なものは教育委員会で考えていないんですか。

○委員長(谷口 整) 黒川部長。

○教育部長(黒川 剛) 新しい施設をつくるに当たりまして、一から全てを整えるというのはかなり負担も大きいこともあってくるかなというふうにも考えておりますし、位置的な状況等も考慮いたしますと、維孝館中学校を中心とした場所、付近が望ましいのではなかろうかというふうに私的には思っておりますけれども、それは教育委員会としましてここに決定したということはこれからの議論、町長部局のほうも踏まえまして最終的な位置については決定をしていきたいというふうに考えております。

○委員長(谷口 整) 藤本委員。

○委員(藤本英樹) そうしたら、新しい小学校の校舎を建てるということになると思うんですけども、そうなってくると32年に新庁舎が建設されて、その3年後にまた大きな箱物が必要になってくるということになりますので、財政的に大丈夫なのかということをご心配するんですけども、その辺いかがでしょうか。

○委員長(谷口 整) 暫時休憩します。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時15分

○委員長(谷口 整) 休憩前に引き続き会議を開きます。黒川部長。

○教育部長(黒川 剛) 総合教育会議におきまして、財政担当部長のほうからシミュレーションにつきましての説明をさせていただきます。

教育委員会といたしまして想定しております規模といたしましては、現維孝館中学校程度の規模でなかろうかということで、現維孝館中学校の事業費が約15億円の費用等がかかっていますので、それをイメージした中での試算ということで、財政のほうからの考え方が出されております。

その際には、国庫補助金が4億7,000万円程度、起債で8億4,000万程度、一般財源が1億8,000万程度ということの算定がされたものを出しております。ただ、これは現時点の中でのシミュレーションであって、確定したものではないということで、総合会議におきましても、傍聴されている方につきましては一旦資料をお渡しし

ましたけれども、返却させていただきたいという扱いをさせていただきますので、まだまだ流動的などころがあるという状況でございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 32年度の新庁舎のほうもあるんで、財政的に厳しいところも出てくるかもわからないんで、できたらもうちょっと慎重に考えていってもらったほうがええんじゃないかなと思いますし、36年度から一貫教育がスタートするということになると思うんですけども、その時期も含めてもう一回検討し直していただいたほうが町の財政のためじゃないかなと思いますので、またよろしくをお願いします。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） やつとこういうスケジュールが出てきたということなんですけれども、この5番目のところの現施設の利活用というところで、31年度から32年度にかけて検討ということになっとるんですが、この中に、田原小学校、宇治田原小学校、住民グラウンドということが記載されているんですが、位置が一番最初に30年度で検討ということなんです、そうすると、これ維孝館中学校が入っていないんですね。ということは、場所はおのずと維孝館中学でというぐあいに理解したらいいんですか。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 先ほど藤本委員の質問にもご答弁させていただいたところでございますけれども、思いといたしましては現維孝館中学周辺を活用するというのは現実的であろうというふうな思いから、こういった施設については維孝館中学校は除いているところでございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） そうなると、大体その思いで全体のこのスケジュールが組まれて、それで通学方法とかそういうことも、それに絡めてということですよ。

ということは、もうそれで大体我々のイメージとしては、青写真が大体描けるわけですが、このことについては、当委員会の中でも早く示してほしいとかどうすんねやという声を今まで上げてきました。平成22年度にこの小中一貫の連携の推進委員ができて、結局そこからずっと議論されているわけです、今まで。途中何か連携、連携みたいなことでやって、やつと動き出したかなと思うんですが、具体的に私も先ほど藤本委員から言われた15億の問題も、先日一般質問でも公債費率のことで質問もさせていただいたんですけども、今の財政状況からいうたらそんなに圧迫するような数字では

ないというふうなお答えもいただいておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 先ほど部長のお話の中で、委員さんの方から、場合によっては立ちどまり、場合によっては加速するという、何か中途半端な計画の話がありましたけれども、それは具体的にどういうふうにとめたらいいんですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 先ほどの場合によってはというのは町長のほうの発言でございます。

町長のほう、このスケジュールにも書いてございますように、定期的には進捗状況を住民の皆様方にお知らせすると、その中で住民さんの意見はしっかり聞きながらまずは事業を進めていけよというのが町長からの指示でございますので、住民さんがおおむねいいだろうというふうな賛同を得られる中、十分な理解を得られる中で事業を進めていけよというふうな指示をいただいておりますので、余りにも住民さんの反応で、一体型はあんまりじゃないのかなというふうな声が大ききようであれば、そこでもう一度じっくりと考えたらどうやということも踏まえてやるということでございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 一方では、場合によっては加速する、これも町長がおっしゃったんですか。ちょっとその計画としてスケジュールを示しているのに、住民さんから立ちどまれという意見があれば先延ばしにするというふうな、そういう意味合いですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） じっくりと住民さんの意向をしっかりと聞いて進めよということでございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） この問題は、たしか前議会からずっと検討されて、我々が当選して最初の3月の議会に、その時点にスケジュールを示すというのは町長部局含めて、前議会でも答弁してはったと思うんですけども、それ以降、今回、ことし3月、1年このスケジュールが出てくる中で延びているわけです。それにも増して、まだ部局のほうで、場合によっては立ちどまったりするよと、そういうのでええんですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 町長の発言といたしまして、そのような発言があったという報告をさせていただいているところがございますので、それでよいのかと私に判断を言われましても、ちょっと申しわけないですけども、答弁ちょっと難しいところがございます。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 本当にどう受けとめたらいいのかわからへんのですけれども、教育的観点から施設一体型のほうが望ましいというふうに教育委員さん含めておっしゃっているわけで、先ほどから財政のも出ていますけれども、私の質問の中で、町長が学校、教育に関しては財源は問題にしないというふうにおっしゃっているの、そこが一番の原因であるならば、そこはもう一度しっかり部局のほうで、財源も含めて検討されるべきやと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 教育的観点からは、今馬場委員さんのほうからおっしゃっていただいたように、一体型が望ましいという形で考えてございます。

その中でも、昨年の方角性を出すと報告させていただいた際にも、しっかりと地域の住民の方々の学校への思い、地域から学校に対する思い、地域のコミュニティーとしての学校といったところも一面では学校は持っておりますので、そうしたところについても配慮しながらといいますか、考慮しながら進めていくことであろうというふうな方向性についての報告をさせていただいたときにもご報告をさせていただいたかと思えます。

町長のほうからも発言がありましたように、やはり地域の方の学校に対する思いというのはありますので、そうしたところも十分に考慮しながら進めていくようにということでございます。

財政につきましては、今後大規模な事業等もございますので、そうした中で後年にできるだけの負担の公平性といいますか、そういった観点からも、財政当局と連携を密にしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（谷口 整） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 最後、もう一度だけ確認しますけれども、一応こうやってスケジュールが出た中で、きょうも報道が入っていますけれども、場合によっては立ちどまりというふうな話も部局から出ているという分に関しては、ちょっとその文言は、スケジュールが示された中でそういう見解があるというのは、どういうふうに受けとめるんですか。どういうふうに受けとめるというか、どういうふうに整理するんですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） どういうふうにとめ、我々としてということでしょうか。

○委員（馬場 哉） 部局として、この施策について、今スケジュール示してこういうスケジュールでいきますという中で、場合によっては立ちどまることもありますよというふうな意見が部局からも含めて出たということに関して、出ていますよね、ご意見が。町長含めて出てあるんですよ。

そこは我々としては、このスケジュールでいきますよというのは、地域の保護者の方々にお話していいんですか。

○委員長（谷口 整） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時28分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 今回提示させていただいているスケジュールにつきましては、教育委員会内部、また財政部局等々と話をさせていただきながら、このスケジュールで取り組んでいきたいということのものでございます。

先ほどの話につきましては、総合教育会議におけます町長の発言でございまして、町長の思いといたしましては、しっかりと住民の皆様方の意見を聞きながら進めていくという趣旨の発言であろうというふうに理解しているところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 1つは財政問題ですが、藤本委員のほうからも懸念があるというようなご意見でしたけれども、総合教育会議ではもっと詳しい資料が出された。不確定なものなのでという理由で今回出ていないのかと思うんですが、財政問題についても非常に重要なものだと思うので、何できょう出ていないのかなというのが私はちょっと不満なんです、その点はどうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 財政のほうでシミュレーションしたものと、私どもが文部科学省の資料でもって試算したものと乖離がございまして、その乖離についての調整がまだ十分できていない状況でございまして、本日財政に対する資料につきましては提出させていただいていないというところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子）　そういうことも含めて、説明もしていただいた上で、先日の総合教育会議で出された資料を出していただくことはできませんでしょうか。

○委員長（谷口 整）　黒川部長。

○教育部長（黒川 剛）　先日のものにつきましては、先日の総合教育会議の中でも、これがひとり歩きしてはどうかのかなという懸念がございまして、傍聴していただいた方にも一旦配付させていただいたものを回収させていただいてございますので、現時点では配付させていただく予定はしてございません。以上です。

○委員長（谷口 整）　今西委員。

○委員（今西久美子）　財政のほうとも協議をしていただいて、大丈夫だという判断をされているのかとも思うんですが、資料としては必要であると思いますので、公表できる段階になればぜひともお願いしたいというふうに思います。

それと、先ほどから出ております町長の発言ということで、丁寧な情報提供をすると、住民の意見を聞きながら進めていきなさいよと、我が母校としての住民の思いを受けとめないといけませんよというようなご発言があったということですが、私もまさにそうやと思うんですけれども、教育長もずっとおっしゃっていますよね、住民の皆さんへの説明や声を聞くことが一番大事やというふうにおっしゃっていますが、再度教育長のほうにお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口 整）　教育長。

○教育長（増田千秋）　両小学校は、明治6年の維孝館荒木小学校以来の伝統を持って、それぞれの校区の地域の方々に支えていただいたという、宇治田原町の本当に教育の原点がそこに、私自身もあると思っています。

そういう面でいいましたら、住民の皆様方に対する丁寧な説明をする必要がある。特にこのスケジュールの中でも、広報として施設整備の考え方の広報を行う、また、住民意向の把握をする説明会等を設けるということ載せさせていただいたということと、もう一つは、教育委員会としてどういう教育環境が本当に子どもたちにとって一番いいのかということをしっかり説明が、今までのところでの不足は感じているところであって、それを位置づけております。

その中で、住民の理解を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長（谷口 整）　今西委員。

○委員（今西久美子）　時には、場合によっては立ちどまりというお話もありましたけれども、情報提供とおっしゃいますけれども、丁寧な説明とおっしゃいますけれども、今

まで一体型、隣接型にしますよということを決めるに当たって、どのような丁寧な説明をしてこられて、どのように住民の意見を聞いてこられたのかお聞きをしたいと思います。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 昨年の方向性を出すに当たりましては、以前に実施しておりますアンケートの結果もございますし、それまでから皆さん方からいろいろな、さまざまなご意見を議会からも頂戴しております。

そういった意見を踏まえまして、総合教育会議の場におきまして複数回の会議を開催し、公の会議、傍聴の方も来ていただいている中での会議をさせていただいたところがございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 住民への説明会等は持たれましたか。持たれていませんね。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 住民さんへの説明会は実施しておりません。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） そこはなぜですか。なぜ実施をされなかったのか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 今後方向性を出した段階で、丁寧な説明をしていきたいと。また、方向性を出した、その後どのタイミングでどのようなスケジュールで取り組むんだというところがセットでなければ、十分な住民の皆様への説明ができないというふうに考えたところがございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） でも、一体型、隣接型でいきますよということは、説明ができるわけじゃないですか。方向性を出してから説明をするというのでは、私は住民の意見はそこに反映されないというふうに思うんです。

先ほど町長の話で、時には立ちどまりという話ありましたけれども、住民の皆さんが一体型はちょっとどうなんやというような声があったら立ちどまるみたいなことでしたけれども、それなら決めるまでにきちんと住民の意見を把握するべきやったんじゃないですか。

アンケートとおっしゃいましたけれども、そんな何年前の話ですか。あのときでも、分離型と一体型は拮抗していましたよね。しかも、子どもの数が減ればどうですかとい

う質問やったんですよ。今後人口ふやすわけでしょう。子どもの数が減れば一体型がいいですか、分離型がいいですかみたいな聞き方のアンケートが、私は必ずしも住民の意向を十分反映したものではないというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、方向性を出した後、どのように学校をつくっていくんだ、どういうふうな施設としてはどこにつくっていくんだというようなところがやはりセットでなければ、具体的な説明につきましてはできないであろうということで、説明会は実施していないというところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今後説明会を実施するのは、予定でいくと32年度の第3四半期ですよ。スケジュールができましたよと、施設一体型、分離型でいきますよ、何でこんな先なんですか。

○委員長（谷口 整） 黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） スケジュールのほうにも記載させていただいておりますように、説明会をするまで、32年度の第3四半期になりますけれども、ここで説明会を予定してございますけれども、それまで議論を深めていく中で、折を見まして半期に1度ぐらいの割合でございまして、協議の状況を適宜広報し、皆様方にお知らせするということで、住民意向の把握に努めさせていただくと考えてございます。

教育制度のところで、必要に応じてフィードバックという形で、括弧書きで書いてございますけれども、そうした住民の皆様方の意見をお伺いする中で、教育委員会の中におきまして再度議論をし直す場合もありますし、進める場合もあるということで、ここでフィードバックをしていきたいということで考えております。

そうした中で、全体像がある程度出た段階におきまして、説明会におきまして説明を実施していきたいというふうに考えております。

なお、検討途上でありましても、教育委員会に対しましてちょっと今の状況を説明せよというふうなことがございましたら、説明についてはさせていただくということを考えております。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私は本当に住民無視やと思います。トップダウンのほかの何物でもないというふうに思います。

例えば、谷口委員長おられますけれども、奥山田小学校が宇治田原小と統廃合したと

きは、アンケートもとられて、本当に何度も何度も地元で保護者や地域の皆さんと議論を重ねてこられましたよね。

学校は子どもたちのものですが、私はそれだけではないと思うんです。先ほど教育長の我が母校としての思いというのもありましたけれども、やはりそうなんです。歴代の区長さんたちも含めて、最終的に統廃合をするという結論を出されたわけです。

その際、奥山田小学校、少ない学校に子どもを通わせなあかんから、若い人らが区外に出ていくんやと。宇治田原小学校に通うようになったらみんな奥山田に戻ってくるんやみたいなの、そんなお話もありましたけれども、結果的には私はそうならなかったんじゃないかなというふうに思っています。それだけ地域から学校がなくなるというのは、地域にとっても大変なことなんです。そこを本当に私は考えていただいているんじゃないかと、決定に際してですよ。

教育委員会としては、教育的観点からというお話もありましたけれども、子どものことを第一に考えて、それはもうわかります。わかりますけれども、余りにも住民無視じゃないかなということ指摘しておきたいと思います。

それと、後ほどご説明いただけるかと思うんですが、小中学校児童・生徒数、学級数（見込み）についてという資料がございますが、ちょっとこれに関連をして、教育的観点ということで質問をしたいんですが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（谷口 整） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 39 分

再 開 午前 11 時 40 分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き委員会を開きます。今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほど申しました学級数の見込みについてですが、一番下の2小学校合計というのがございます。これ来年度ということですが、これでいくと2小学校が統合された場合にクラス数は幾らになりますか。少人数学級等々の配慮があるので、流動的ではあるかと思いますが、何クラスになりますでしょうか。

○委員長（谷口 整） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 41 分

再 開 午前 11 時 44 分

○委員長（谷口 整） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。今西委員。

○委員（今西久美子） 失礼しました。

一体型になる36年度以降はちょっとわかりませんが、現時点でいっても、小

中がもし一体型になれば13から15クラスぐらいになってしまうのかなと思うわけです。担任はそれだけの数しか配置をされません。

ところが、今でしたら25クラス、11と14で25クラスあるわけですね。これだけのしっかりとした教員配置があるということです。一体型になったら必ずと言っていいほど教員の数は減るんです。その減ることについて、教育的観点の面から一体どうなのか、その辺は議論をされたのか、いかがでしょうか。

○委員長（谷口 整） 教育長。

○教育長（増田千秋） お答えいたします。ご承知のように、学校公開等で学校のほう見に行っていたと思うんですけども、現状の部分のところでも、片方の小学校は2クラスで17、8名、ところが片方のクラスについては34、5名という、本当にアンバランスな状況等もあります。

それから、将来的にわたって見ましたときに、現在の、6年後の1年生、2年生というのは50名、50名という、25名、25名に近い数字ということで現状としてなっております。

途中途中の部分において人数等の増減、クラス等の増減等あると思うんですけども、教育委員会として考えておりますのは、この昨年度のご報告申し上げましたときに、人数等による弊害等も含めてご説明申し上げたとおりでございます。

また、教育委員会として財政を減らすためにやるのではなくて、子どもたちのよりよい環境、教師が働きやすい、そして子どもたちに力を入れやすい環境ということで、この方向を決めさせていただいたところでございます。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 子どもたちにとってよい環境をと、それは私もそう思います。でも、結局先生の数が減って、先生1人当たりの受け持ちの子ども数がふえるわけでしょう。そこについては、教育委員会でも懸念の声が出されていたと思います。

教員が減ることについて、また教員の持つ子どもの数がふえることについて、教育的観点からそのほうがいいという判断ですか。

○委員長（谷口 整） 教育長。

○教育長（増田千秋） 今現状の部分のところ、例えば、先ほど申し上げましたけれども、2クラス、1クラスという、それが人数がもし今統合しておれば平準化する、まず将来を見渡したときには、もう一回同じ繰り返しですけども、両方の平均値でなってきますので、2クラスでできる場所なんで、そういう点でいうと、逆に今本町の部分

のところでは、各それぞれのところに学力充実加配であり、また支援教育加配ということで、手厚く今、方針としているんですけれども、それを一本化することに、集めることによって減らすのではなくて、一本化することによってより効果的な形で支援が子どもたちにはできるということで、そのことについては教育委員会、昨年度の末のこの方向性を出すに当たって検討し、そういうことで全体を一致しているところです。そういう形で要望を続けていくということで考えております。

○委員長（谷口 整） ぼちぼち、まだあるんで。今西委員。

○委員（今西久美子） 宇治田原町として加配もつけていただいていると。それは現場の要求なわけですよ。やっぱり人やと、先生欲しいと。一緒になったら効果的にとおっしゃいましたけれども、人数が減るわけですよ。その分、全部町で補填するんですか、減った分。そんなことできないでしょう。

しかも、将来的に見たらとおっしゃったけれども、将来的には人口ふやすんでしょ。その観点は全く私は抜けているんじゃないかと思えますけれども、どうですか。

○委員長（谷口 整） 教育長。

○教育長（増田千秋） 今現在、町の施策の中でも人口をふやすための努力を、いろんな施策を打っているところです。

教育委員会といたしましても、この小中一貫教育を推進することによって人口をふやすための努力をしてまいりたいというふうに考えておるところです。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私は小中一貫校ができればいい学校ができてというのは本当に幻想やというふうに思います。先生の数は減る、1クラスの子どもの数はふえる、子どもにとっては、教育的観点から言っても不適切であるということを指摘して終わります。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかにないようですが、私からも一言質問させていただきたいと思います。

去年の3月の全員協議会で施設一体型が提案されて、あとそのスケジュールは1年かけて検討するという事だったと思うんですけれども、この1年間で教育委員会としてこのスケジュール、それについては何回ほど協議されましたか。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） 教育委員会の中では昨年5月から具体的な意見交換等を行いまして、6回の会議の中で意見交換をしておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今6回協議したということでお答えをいただいたんですけども、その6回協議された中で、財政的な話も本来しておいて、最終的にこの結論を出すべきだったんじゃないかなというふうに思うんです。先ほどまだ具体的に、15億かかるけれども、具体的に協議できていない、だからこの間の会議で出した資料も回収したと、ひとり歩きしたら困るという言い方をされていたんですけど、やはりこれ、スケジュールと財政の問題というのは一体的なものやと思うんです。

そんな中で、その部分の一つ欠落してあるのと、もう一つは、この案によれば6年かけて新しい学校をつくるということになっているんですけども、これ本当にできるかなという素朴な疑問が起こるわけです。

次に、これだけの計画を出してやろうとしている中で、新年度から教育委員会のスタッフ、小中一貫のスケジュールを実現していくためのスタッフの体制はどうなっていますか。教育長。

○教育長（増田千秋） スタッフにつきましては、基本的には、この小中一貫教育を推進するに当たって強化すべきであるものだというふうに考えております。

1つは、学識経験者を招いての研修、それから検討を進めるということ、それから2つ目が割愛の教職員の継続ということで、今また指導主事2名をご提案のほうさせてあるところなんですけれども、その中での仕事分担等の整理、また場合によっては教育委員会なり職員なりの配置等も検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

授業の進捗に合わせて人的配置等についても今後さらに検討は進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（谷口 整） 今の教育長の答弁だと、現時点ではこの小中一貫の体制、スケジュールを進めるについて人はふえていないということによかったんですかいな、はい。

これだけのいろいろ議論されて、また、皆の関心の高いこの事業に、こうやってスケジュール出した以上は、せめて正職が無理ならば嘱託の職員さんを配置するなりして、それに向かっていろいろと議論を進めていくんやということで、先ほどの話になりますけれども、結果として立ちどまらんことになるかもしれない、また進めていくことになるかもしれないということは、それは当然あるとは思いますが、この紙きれ1枚だけしか資料が出てこない、教育委員会の本当にこの小中一貫の施設一体型に向けた本気度、全く見えませんよね、これでは。

せめて、先ほど言いましたように、職員の体制も充実させ、真剣にというのはちよっ

と語弊あるかもしれませんが、一生懸命このスケジュールに合わせてやっていくんやと
いうことを見せてもらわんことには、なかなかこの議論、いつまでたっても去年と同じ、
去年から1年間たって出てきた資料がこれやと。1年間何をしてはったんやということ
も言いたくなるような感じがするわけなんです。

だから、そのあたりの本気度も見せてもらって、まして住民のアンケート、以前にさ
れましたけれども、そのときの親御さんなり子どもさん、もう今幾つになってはるん
ですか。やはり、一番当事者の意見も聞いていかないかんやろうし、そんな中でしかり
と住民の意向を確認してやっていこうとすれば、先ほど言ったような事務局の体制も強
化をしながら、本気度を見せてもらって、本気やと言ってもらいたいということが1点。

それともう一点は、やはりいきなりこの学校統合というのは非常にいろいろと地域
の方々の学校へ対する思いもある中で、難しい面もあると思うんです。当然教育的観点
からすれば、たくさんの中で子どもが切磋琢磨する、ましてこれから両小学校が1学年単
学級というようなことも想定され、また現実そうなっている中で、やはり方向とす
れば一体型にいくのが望ましいとは思いますが、なかなかいろいろな事情
があると思うので、私が前から申し上げていますように、せめて今の5年生以上、維孝
館中学校の空き教室もあるんで、そこに登校させて様子を見るというようなことも含め
て検討していただきたいなと思うんですけれども、これは私の意見として申し上げてお
きますが、今言うたスタッフの問題、また5年生以上を通学してもらおうというふうなこ
とも含めて、何かお答えがあれば答えてもらったら結構ですし、なければ私の意見とし
て申し上げておきます。

そうしたら、これにて質疑を終了したいと思います。

次に、平成30年度小中学校児童・生徒数、学級数（見込み）について説明を求めま
す。黒川部長。

○教育部長（黒川 剛） お手元のほうに平成30年度小中学校児童・生徒数、学級数の
見込みにつきまして、一覧表でお配りさせていただいております。

小学校のほうの新1年生でございますけれども、田原小学校が38人、クラス数とし
ましては2クラスの予定でございます。宇治田原小学校につきましても36人というこ
とで、クラス数は2クラスということになってございます。合計で、小学校では
447名、維孝館中学校のほうでは247名という形の人数になる見込みでございます。

なお、この人数につきましては3月1日現在の人数で策定してございますので、入学
まで、また新学期が始まるまでの間に移動等がある場合もございますので、現時点、

3月1日現在でのクラス数等であるというふうなお取り扱いをお願いしたいと思います。
以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） これにて質疑を終了いたします。

これにて、学校教育課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

次に、社会教育課所管の平成29年度京都府指定等文化財の指定等について説明を求めます。岩井課長。

○社会教育課長（岩井直子） それでは、お手元の資料に沿いまして、平成29年度京都府指定等文化財の指定等につきましてご説明を申し上げます。

既に報道等で公表されておりますけれども、このたび湯屋谷の灯籠行事が京都府の指定文化財、無形民俗文化財に指定されました。

この行事につきましては、平成3年度に選定いたしました宇治田原町の文化財百選にも選ばれているところでございます。

昨年8月10日に京都府文化財保護審議会委員の方、また京都府文化財保護課の職員が来庁されまして、8月20日の当日、灯籠の製作等について現地調査をされたところでございます。その際に、湯屋谷地域の方、また本町の文化財保護委員さんより説明をしたところでございます。この調査結果を持ち帰られまして、1月の府の文化財保護審議会に諮問され、2月上旬に答申がされたところでございます。

もう既にご承知かと思いますが、湯屋谷の灯籠行事につきましては、湯屋谷で行われている地蔵盆の行事でございまして、灯籠のほうにはその年のえとに見立てた作り物を野菜でつくって乗せ、側面には時事を織り込んだ文言を書き入れていらっしゃるものでございます。府内でもほかに事例がない貴重な行事として指定をされたところでございます。以上です。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。原田委員。

○委員（原田周一） ちょっと私、この文化財のこと、この無形文化財というのがもう一つちょっとよくわからないんですけども、伝統的にずっと受け継がれてきたものを今回こうして登録されたということなんですけれども、例えばこれ、保存をずっと伝統的にしていくために、例えば財政的な措置、例えば今回これ京都府ですよ。京都府からそういう伝統を守るための財政的な措置とか、そういうものもあるんですか。

○委員長（谷口 整） 下岡補佐。

○社会教育課課長補佐（下岡浩喜） 今回は京都府の指定文化財になりましたので、京都府の指定文化財に対する補助が受けられるようになります。

その補助の残った分に対しましても、町の文化財補助の補助金がございますので、その補助裏に充てるということも可能となっていきます。以上でございます。

○委員長（谷口 整） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、補助を受けられて、地域でずっと伝統的に継承されていくということで理解しとったらええわけですね。はい、結構です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 無形民俗文化財、風俗習慣、この1が湯屋谷の分ということですね。ほかには宇治田原ではないんですか。

○委員長（谷口 整） 岩井課長。

○社会教育課長（岩井直子） 京都府の指定ということではよろしかったですか。京都府の指定につきましては2点、禅定寺さんであったり、あるいは巖松院さんの観音の立像関係に……。

（「無形」と呼ぶ者あり）

○社会教育課長（岩井直子） 無形ですね、無形につきましては、指定はないです。

○委員長（谷口 整） 下岡補佐。

○社会教育課課長補佐（下岡浩喜） 無形文化財の指定等につきましては、指定と登録という制度が2つございます。登録というのは、保存すべきものを緊急に台帳に載せるということですので、今までは田原祭の舞物について登録をされておりました。今回初めて宇治田原町では無形文化財の指定を受けたことになります。

指定と登録の違いにつきましては、府の教育委員会の指導を受けるとか、あと保護団体が保護していく義務を持っているか持っていないかというような違いがございます。以上です。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 宇治田原にはほかにもいろいろ無形も有形も文化財があると思うんですが、指定をしていただきたいと思うようなものについて、町としてお願いをしていく、推薦をしていくみたいなことになっているんですか。

○委員長（谷口 整） 下岡補佐。

○社会教育課課長補佐（下岡浩喜） 文化財の指定等につきましては、国・府と町とでそ

それぞれの文化財保護委員会が指定するものになっておりまして、今のところ地域からとか町から府に対して要望するとか、そういうシステムにはなっておりません。それぞれの文化財保護委員会とか諮問機関が審査された中で、独自に指定されていっているものとなっています。以上です。

○委員長（谷口 整） 今西委員。

○委員（今西久美子） 審査をしていただくためには情報の提供というのは重要やと思うんです。宇治田原には本当に昔から伝わるような伝統的な無形もあると思いますし、有形のものもほかにもいろいろあると思うので、その辺の情報をしっかりと教育委員会としてもつかんでいただいて、その上で反映をさせていただきたい。お願いとしておきます。以上です。

○委員長（谷口 整） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ほかにないようですので、これにて質疑を終了します。

続いて、平成30年度宇治田原町放課後児童健全育成施設入所申込み状況について説明を求めます。岩井課長。

○社会教育課長（岩井直子） それでは、平成30年度宇治田原町放課後児童健全育成施設入所申込み状況についてご説明を申し上げます。

まず、田原学童施設でございますが、1年生が20名、あとは学年が上がるごとにつれまして人数的には下がってまいります。合計で65名となっております。これは、昨年度と同時期に比べましてマイナス1名程度でございます。

宇治田原につきましては、1年生が22名、順次また下がります。6年生が1名になりまして、合計につきましては69名となっております。これにつきましては、昨年度比でプラス9名となっております。

合計でいきますと134名ということで、全体では8名となっております。

また、小学校児童数と入所者の割合でございますが、やはり1年生にいたしますと、例えば田原学童ですと38名中20名ということで52.6%、宇治田原では56.4%。全体でも54.5%ということで、1年生の入所率はかなり高くなっております。

全体的には134名は447名中ということでございますので、30.0%ということで、過去5年の中では最高の比率となっております。

なお、まだまだ3月の5日現在でございますので、小学校低学年につきましては、子

どもさんの状況を見て入所される方もいらっしゃいますので、人数的に落ちつくのは6月ごろになるかというふうに思っております。

また、中ほどに長期のみ通所という数字がございますが、こちらにつきましては、夏休み、冬休み、春休みといった長期のみのご利用の方でございますので、通常の平常時には差し引き人数の児童さんが学童の施設にいらっしゃるということになっております。以上でございます。

○委員長（谷口 整） これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これにて、社会教育課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

何かありましたら挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） 当局から何かございますか。ありませんか。事務局もありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 整） ないようですので、日程第5、その他について終了いたします。

本日は、付託議案9件及び所管事項報告の審査が終了いたしました。

無事に審査を終了できましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等ご苦労さまでございました。

本年度も残すところあと3週間を切り、平成30年度の予算が19日から審査をされようとしております。各課におかれましても、いま一度事業執行等について最終確認を行い、適正な執行に努めていただきますよう強く求めておきます。

また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましても、年度が変わりましても遺漏のないようよろしく願いをいたします。

平成30年度4月の閉会中の委員会においては、第1四半期の執行状況の報告を願う予定としております。4月23日午前10時から予定をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会をいたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後0時10分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 谷 口 整